

# 緊急事態措置期間（5/31 まで）における新たな要請事項に伴う 対応について（5月19日）

緊急事態宣言下の中、京都府は緊急事態措置に基づく「外出の自粛」「催物（イベント等）の開催制限」「施設の使用制限等」等の要請に対し、市民、事業者のみなさまにご負担をお掛けしている状況の中、大型連休後の府内の感染状況の高止まりの現状を踏まえ、新たな緊急事態措置として「発熱等の症状がある方への要請」「同居者に発熱等の症状がある方への要請」「家庭内感染防止の要請」「通勤・通学等に当たっての行動要請」の4項目について追加要請されました。

市民、事業者のみなさまには、引き続き、緊急事態措置の実施に加えて、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底と、飲食機会の感染予防対策として「きょうとマナー」のご協力を重ねてお願いします。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。引き続き市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

5月12日から実施している緊急事態措置について、以下の要請を追加する。

## 1 発熱等の症状がある方への要請

（特措法第45条第1項に基づく要請）

- ・発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなどの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談すること。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いをを行うこと。
- ・極力個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にすること。

## 2 同居者に発熱等の症状がある方への要請

（特措法第45条第1項に基づく要請）

- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等による同居者の療養環境の確保を行うこと。
- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等の症状がある場合と同様に注意すること。

### **3 家庭内感染防止の要請**

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・検温を習慣化し、体調管理に努めること。何か症状が出たり、体調の悪さを感じた時は必ず検温を行うこと。
- ・帰宅後には流水と石けんでの手洗い、アルコール消毒液を用いた手指消毒を徹底すること。
- ・ドアノブ、照明のスイッチなど、手で触れる共有部分は、こまめにふき取り清掃を行うこと。
- ・共有スペースも含め、こまめに窓や扉を開けるなど、換気を行うこと。

### **4 通勤・通学等に当たっての行動要請**

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・公共交通機関を利用する場合、必ず正しくマスクを着用すること。
- ・車内では会話をしないこと。
- ・時差出勤や徒歩・自転車等の活用等により、人との接触を低減する取組を進めると。
- ・体調に不安のある従業員に対して、休みやすい環境づくりを推進すること。

### **5 丁寧な広報**

- ・ホームページ、FM いかる等